平成２２年（フ）第７７号
埼玉県川越市仙波町１丁目14番地９
債務者　田端すゑ子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４号
岐阜県瑞浪市一色町３丁目８番地　ハートフルマンションＮＯ．１　401
債務者　大嶽　真季
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２３号
岐阜県土岐市曽木町2336の１、住民票上の住所岐阜県恵那市飯地町2231番地10
債務者　藤井香代子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５号
静岡県伊東市南町１丁目２番６号　モナミコーポ103号
債務者　藏谷　吉一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字丙西屋敷１番地
債務者　後藤　　博
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字郷前２番地302号
債務者　榊原　慎司
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字薬師堂143番地　102号
債務者　川島　辰巳
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４６号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷中47番地
債務者　南　由美子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８６７９号
大阪市西淀川区佃２丁目10番25号　ポントワーズ千舟303号室
債務者　八木　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３５２号
大阪市鶴見区今津北２丁目10番18号
債務者　永岡　尋子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００３７号
大阪府枚方市池之宮２丁目18番23号
債務者　石川　明広
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７３号
大阪市鶴見区諸口４丁目14番９号　シャイニングハイツ304号
債務者　長野　仁美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３２９号
大阪府門真市元町１番３―707号
債務者　野村久美子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６０号
大阪府枚方市牧野下島町３番17―208号
債務者　山中　幸美（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９号
大阪市西成区鶴見橋２丁目４番３号　都マンション
債務者　粕谷多加子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２３号
大阪市住之江区御崎５丁目12番22号　シャンポール御崎402
債務者　有坂　雪子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６号
大阪府高槻市塚原５丁目６番21―116号
債務者　高島英勲こと　高　　英勲
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９号
大阪府吹田市江坂町１丁目13番38―1204号
債務者　從二　　正
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部